



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2019
12
No.460

シリーズ企画

個人版事業承継税制のポイント解説……………2

事務所訪問

松葉秋水税理士事務所……………6

会計事務所・顧問先向け

MJSソリューションの紹介……………9

中国会企画

地元を支える老舗企業 賀茂鶴酒造株式会社……………10

ミロク会計人会からのお知らせ

& MJSからのお知らせ……………13

エヌエヌ生命の商品を活用した

顧問先のリスクマネジメント強化……………14

ミロクシステムQ&A

『年末調整』……………15

会計人のリレーエッセイ

中国ミロク会計人会 平松 荘介……………19

今月の表紙:周南コンビナートの夜景

場所:山口県周南市

日本の未来—
企業を支える



ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

個人版事業承継税制のポイント解説

令和元年度与党税制改正において、10年間の時限措置として、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度が創設されました。

そこで、本特集ではこの新制度に関する留意点やポイントを解説いただきます。

1. 個人版事業承継税制の概要



中島 孝一 氏
平川会計パートナーズ
所属税理士

MJS税経システム研究所・客員研究員、税理士法人 平川会計パートナーズ・所属税理士、日本税務会計学会・相談役。著書等に『平成31年度税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『事業承継税制の特例・完全ガイド』『居住用財産に係る税務の徹底解説』（税務研究会出版局・共著）、『改訂版・資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規出版・共著）などがある。

令和元年度税制改正では、平成30年度税制改正における法人の事業承継税制（以下「法人版」とします）に続き、個人事業者についても事業承継を促進するため相続税・贈与税の新たな事業承継税制が創設されました。高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じて事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることなどがその背景にあります。

個人事業者の事業承継税制（以下「本制度」とします）は、従来の事業用の小規模宅地の特例との選択適用を前提とした10年間の時限措置です。従来から特例の対象である事業用の宅地（面積上限400㎡）に加え、事業用

の建物（床面積上限800㎡）及び一定の減価償却資産を対象に、相続のみならず生前贈与にも適用することとし、対象資産の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

また、本制度の適正性を確保するため、終身の事業・資産保有の継続要件を設けるとともに、債務控除を利用した制度の濫用の防止を考慮した猶予税額の計算方法を採用し、法人版と同様、後継者以外の相続人の税額に影響を及ぼさない仕組みとする一方、個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けています。

このように本制度は、従来の事業用の小規模宅地の特例とのバランスを踏まえつつ、可能な限り法人版に準じた

制度設計となっています（図1）。

2. 本制度の適用を受けるための手続き

相続税について本制度の適用を受けるためには、図2のように個人事業承継計画を策定するとともに、認定経営革新等支援機関が所見を記載して（記載内容の詳細は中小企業庁の「申請マニュアル」参照）、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県庁へ提出し、その確認を受けなければなりません。

なお、個人事業承継計画等の提出は、認定申請（相続開始日の翌日から8カ月以内）に提出）と同時に提出することもできます（贈与税についても基本的には同様）。

3. 本制度の適用を受けるか否かの判断基準

（1）猶予及び免除される相続税額の試算

本制度の最大のメリットは、相続税額の納税が猶予されるだけでなく（課税が繰延べされるだけでなく）、将来的にはその納税が免除される（免税になる）という点にあります。しかし、その「猶予及び免除」を受けるためには、一定の要件を充足するとともに継

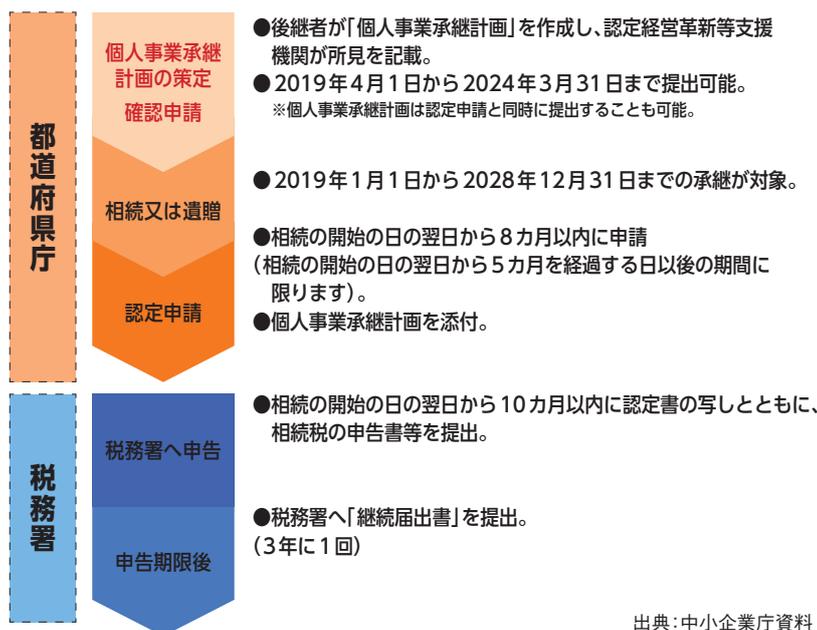
図1 個人事業者の事業承継税制の創設

- 既存の事業用小規模宅地特例との**選択適用**を前提に、**10年間の時限措置**として、新たな納税猶予制度を創設する。
(平成31年1月1日から令和10年12月31日まで)
- 法人の事業承継税制と同様、**承継計画を作成して確認**を受ける仕組みとし、**承継後は事業・資産保有の継続**を定期的に確認。

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産**※について、**課税価格の100%に対応する額を納税猶予**
 - ※固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等
 - ・事業用宅地の面積上限(400m²)と事業用建物の床面積上限(800m²)を設定
 - ・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付
- 相続時・生前贈与時いずれにも適用可能**とする
- 事業等の継続要件**
 - ・個人事業者の事業継続を支援するという政策目的との整合性を確保するため、相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設ける
 - ・個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設ける
 - ※後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除
 - ※経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除
- 債務控除に関する措置**
 - ・債務控除を使った制度の濫用を防止するため、被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする
- 税額の計算方法**
 - ・後継者以外の相続人の相続税額に影響が生じない計算方法とする
 - ※貸付事業(アパート、駐車場等)は、現行の小規模宅地特例においても事業用とは別区分であり、本措置の対象外とする。その他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じる。

出典:財務省資料

図2 個人版事業承継税制の適用を受けるための手続き



出典:中小企業庁資料

継続するというハードル(要件充足及び継続)をクリアする必要があります。つまり、「要件充足及び継続」というハードルをクリアできれば、「猶予及び免除」が達成できる仕組みになっています。

具体的には、次のケースのように「要件充足及び継続するためのコスト」を要したとしても、「猶予及び免除される相続税の額」がコストを超過していると判断すれば、「猶予及び免除される

相続税の額」を優先することになり、本制度の適用を受けることとなります。

逆に、ケース2のように、「猶予及び免除される相続税の額」がコストを下回っていると判断すれば、「要件充足及び継続するためのコスト」を負担する煩わしさを優先して、あえて本制度の適用を受けないということになります。

そのため、先代事業者が相続を開始した場合には、相続税がどの程度の額になるか、事前の試算が必要不可欠と言えます。

なお、判断要素を「相続税の額」のみとしている理由は、贈与税について本制度の適用を受けたとしても、贈与者が死亡すれば、猶予を受けた贈与税は免除されるとともに、死亡した贈与者に相続税が課税されることになり、最終的には免除された贈与税が猶予対象となる相続税に移行することになるため、一般的には判断要素に「贈与税の額」は不要になります。

[ケース1:本制度の適用を受ける判断を行う場合]

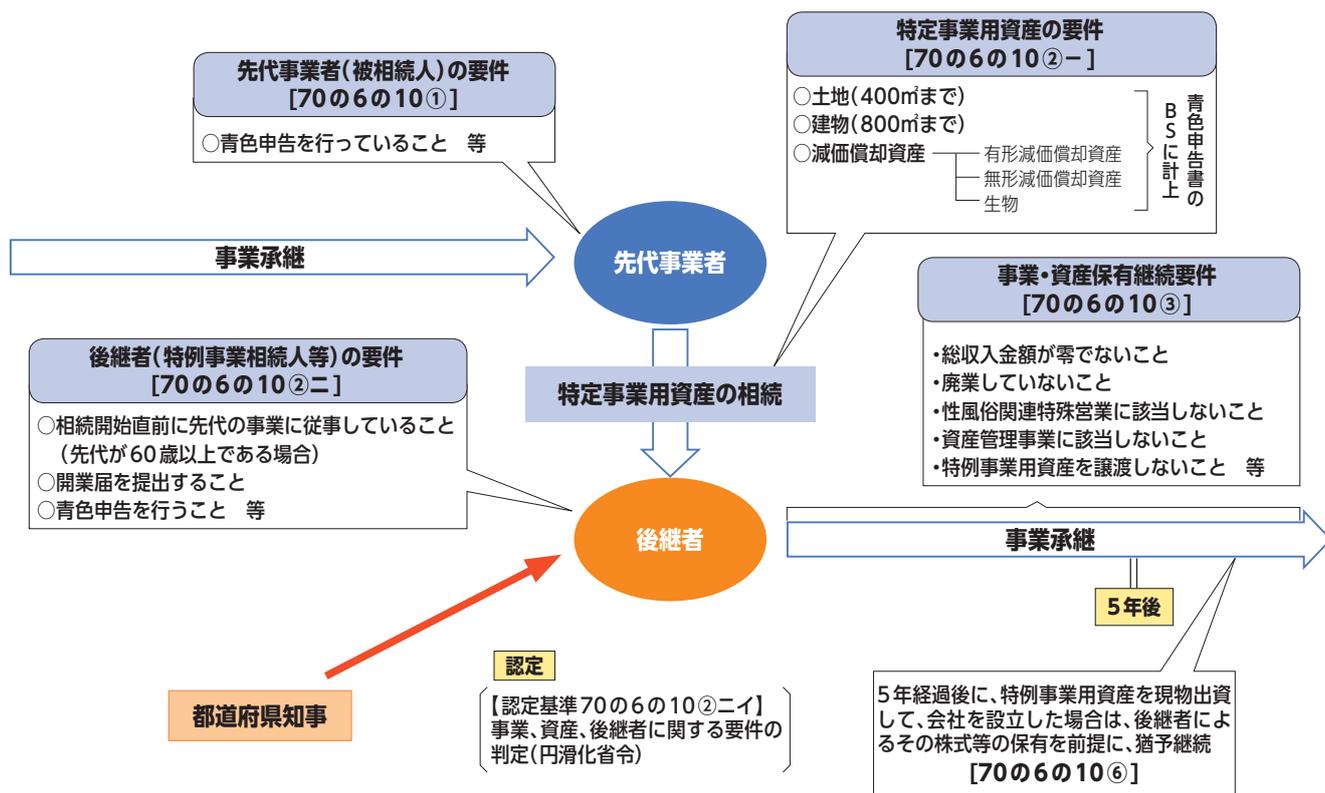
猶予及び免除される相続税の額(多額) > 要件充足及び継続するためのコスト

[ケース2:本制度の適用を受けない判断を行う場合]

猶予及び免除される相続税の額(少額) < 要件充足及び継続するためのコスト

※「多額」及び「少額」は、個別に判断されるべきものです。

図3 個人事業者の相続税の納税猶予制度の適用要件等



出典:財務省資料

(2) 本制度の各種適用要件のあらまし
 本制度の適用を受けるためには、①都道府県知事に対し確認申請及び認定申請を行い、②所轄税務署長へ提出する相続税の期限内申告書には、本制度の適用を受ける旨の記載があり、③被相続人(先代事業者)及び相続人(後継者)のそれぞれが適用要件を満たすとともに、④猶予の対象となる相続財産は特定事業用資産の要件を満たすものであれば、⑤本制度の適用に係る猶予税額等に相当する担保を提供することにより、その納税が猶予されます(図3)。

納税が猶予された後は、⑥所轄税務署長に対し3年毎に猶予期間中における要件を満たしている旨の「継続届出書」を提出し続ける必要があります。猶予を受けた相続人(後継者)の死亡などにより猶予税額が免除される仕組みになっていません。

前述の「要件充足及び継続するためのコスト」とは、前記①から⑥を指し、相当程度に高いハードルと言えます。

4. 本制度の課題

本制度は、次のような諸々の課題があることから、法人版と比較して使い勝手の悪さが指摘されています。従って、その課題が解消されれば、

(1) 対象となる事業の範囲
 本制度の対象となる事業は、小規模宅地の特例における特定事業用宅地等の対象となる事業と同一であり、その事業の範囲からは、不動産貸付業・駐車場業及び自転車駐車場業が除かれています。

そのため、本制度の対象となる事業を行う者は、個人の医師・歯科医師などに限定されたものとなることが想定されています。

(2) 担保提供
 法人版では、本来、国税通則法上の担保として認められていない非上場株式等の担保提供を例外的に認めています(「みなす充足」の適用もありますが、本制度では、法人版における例外的な措置は認められていないため、国税通則法の規定に則って担保提供することとされています)。

従って、本制度の適用を受けるためには、猶予税額等に相当する担保の調達が必要になり、「みなす充足」の適用が設けられていないこともかなりの負担になります。

(3) 後継者が医療法人の設立を検討している場合

本制度は、後継者が事業を継続していくことを前提に納税猶予を認めていますが、納税猶予を受けているうちに事業規模が拡大し、個人形態から法人形態に事業転換を図ることも想定し、納税猶予適用から5年経過後に特例事業用資産の全てを現物出資して会社を設立し、その会社の株式等を保有し続ける間は、引き続き納税猶予が認めら

れる措置が講じられています。しかし、前記の措置は、納税猶予を受けた後継者がその事業を会社形態（株式会社・合名会社・合資会社又は合同会社）にする場合に認められるものであり、後継者が新たに設立した法人が医療法人（税理士法人等も同様）の場合には認められません。

(4) 小規模宅地の特例との選択適用

本制度は、後継者以外の相続人の相続税額に影響を生じさせない計算方法

になっていますが、一方で小規模宅地の特例においては、事業を承継しない他の相続人の税負担にまで軽減の効果が及ぶことになっていきます。

設例のように、後継者である相続人Aは被相続人の特定事業用資産を中心に相続し、後継者以外の相続人Bがその他の財産のすべてを相続した場合、相続人Bは本制度の影響を受けることなく、相続したその他の財産に係る税負担が生ずることになります。しかし、被相続人の特定事業用資産

である宅地等について本制度の適用を受けず、小規模宅地の特例の適用を受ける場合は、相続人Bの税負担は580万円（相続人Bの納付税額(1)1906・8万円(2)1326・8万円)減少することになります。

従って、遺産分割協議を円滑に行うため、後継者以外の相続人Bの税負担を考慮して本制度を適用せずに、小規模宅地の特例を適用するという選択肢もあります。

なお本制度は、納税が猶予されている期間中、後継者が要件を継続して満たし続けることが求められますが、小規模宅地の特例における要件の継続は相続税の申告期限まであり継続が短期的に完結するという相違があり、その相違は本制度と小規模宅地の特例を選択するための判断要素の一つになります。

設例 (1) 本制度の適用を受ける場合

		相続人A (後継者)	相続人B (後継者以外)	合計
特定事業用資産 (1.4億円)	宅地	1億円		1億円
	その他	4,000万円		4,000万円
その他の財産		2,000万円	1億円	1億2,000万円
債務 (2,000万円)	事業用	△2,000万円		△2,000万円
	その他			
課税価格		1億4,000万円	1億円	2億4,000万円
相続税の総額 (按分割合)		(0.58)	(0.42)	(1.00)
算出税額		2,633.2万円	1,906.8万円	4,540万円
納税猶予額(※)		△2,167万円		△2,167万円
納付税額		466.2万円	1,906.8万円	2,373万円

(※)納税猶予額の計算

		相続人A (後継者)	相続人B (後継者以外)	合計
特定事業用資産 (1.4億円)	宅地	1億円		1億円
	その他	4,000万円		4,000万円
その他の財産(注)			1億円	1億円
債務 (2,000万円)	事業用	△2,000万円		△2,000万円
	その他			
課税価格		1億2,000万円	1億円	2億2,000万円
相続税の総額 (按分割合)		(0.55)		3,940万円
納税猶予額		2,167万円		

(注)納税猶予額は特定事業用資産の価額(1億円 + 4,000万円)から事業用の債務の額(2,000万円)を控除して課税価格(1億2,000万円)を計算するため、後継者である相続人Aのその他の財産は考慮しません。

設例 (2) 小規模宅地等の減額特例の適用を受ける場合

		相続人A (後継者)	相続人B (後継者以外)	合計
特定事業用資産 (1.4億円)	宅地	1億円 (※)△8,000万円		2,000万円
	その他	4,000万円		4,000万円
その他の財産		2,000万円	1億円	1億2,000万円
債務 (2,000万円)	事業用	△2,000万円		△2,000万円
	その他			
課税価格		6,000万円	1億円	1億6,000万円
相続税の総額 (按分割合)		(0.38)	(0.62)	(1.00)
算出税額		813.2万円	1,326.8万円	2,140万円
納税猶予額				
納付税額		813.2万円	1,326.8万円	2,140万円

(※) 小規模宅地等の減額特例の計算：1億円 × 80% = 8,000万円

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で



QRコードからアクセスし、ぜひお答えください!



顧問先の事業拡大や新規事業 立ち上げのサポートに注力

広島県呉市の税理士事務所で11年間にわたり所属税理士を務めた後、約2年前に広島市で独立した松葉 秋水先生。現在は母上の静子氏が会長を務める広島会計センターと共に幅広い業種の顧問先支援に尽力、特に顧問先の事業拡大や新規事業立ち上げなどを手厚くサポートしています。

呉市から広島市へ 所属税理士を経て独立

——松葉先生は親子でタッグを組み、広島会計センターと松葉秋水税理士事務所を営んでおられます。まずはそれぞれの特徴や組織体制について教えてくださいいただけますか。

松葉 秋水所長（以下、敬称略） 上記2つでさまざまなお客様の案件を協力して手掛けています。税務関係は松葉秋水税理士事務所が一手に引き受け、母の松葉 静子氏が会長を務める広島会計センターでは記帳代行や経営コンサルティングなどを行っており、正規社員2名、パート1名が働いています。

——現在の広島市中区の事務所業務

事務所 訪問

松葉秋水税理士事務所 株式会社広島会計センター

所在地 広島県広島市中区上八丁堀3-4-401
TEL 082-511-6666
設立 2017年
職員数 3名



を開始したのは2017年6月からで、それ以前は広島県呉市の事務所におられたそうですね。

松葉 私は大学進学を機に東京に出て、在学中から税理士資格取得を目指して勉強を始めました。卒業後も専門学校に通って勉強を続け、30歳で資格取得、その後、地元である呉市の迫正博税理士事務所へ。税理士登録を行うには2年間の実務経験が必要であるため、最初は先生の補助として事務作業を行い、06年からは所属税理士（補助税理士）となって約11年間働きました。

——迫正博税理士事務所は、どのような特徴を持つ事務所でしたか。

松葉 迫先生はもともと銀行員として働いていた方で、金融機関で培った知

識やネットワークを生かした顧問先支援に特に力を入れておりました。また、医療関係の顧問先支援が得意で、医療法人設立などの案件は非常に勉強になりました。当時は広島会計センターも呉にあり、互いに連携しながらお客様に多様なサービスを提供していたのも特徴の一つです。

——呉市といえば、明治時代に海軍の鎮守府が置かれたことや造船・鉄鋼産



2年前の開業でオフィス内は新しく、スペースもゆったりとられています

業が発達したことなどで知られていません。現在はどのようなまちなのでしょうか。

松葉 呉市の人口規模は広島県内で福山市に次ぐ3位。波風穏やかな瀬戸内海に面し、江田島・倉橋島が天然の防波堤となっている他、十分な水深にも恵まれた天然の良港です。明治時代

以降は帝国海軍・海上自衛隊の拠点となり、戦前は呉海軍工廠で世界最大

の戦艦「大和」などが建造され、東洋一の軍港、日本一の工

廠としてその名を知らしめました。

戦後、その鉄鋼関係の技術

はJFEや日鉄日新製鋼などの

大手鉄鋼メーカーに引き継がれ、

呉海軍工廠はIHIの「ジャパ

ンマリンユナイテッド呉工場」

となつていきます。また、海上自

衛隊呉基地の軍事関連施設は観

光資源でもあり、「大和ミュージ

アム」や「つつのくじら館」な

どの博物館もあります。16年に

は「鎮守府 横須賀・呉・佐世

保・舞鶴く日本近代化の躍動を

体感できるまち」として日本

遺産に認定され、話題になりました。

——どのような業種の顧問先が多かったですか。

松葉 飲食業から製造業、医療関係までさまざまでしたが、呉市ならではの業種というと海運業者やカキ養殖業者なども多かったですね。

——呉市の迫正博税理士事務所での11年間を経て、広島市で独立された経緯をお聞かせください。

松葉 所属税理士として経験を積んだ

上で、13年に結婚したのを機に独立を

決意しました。ちょうど母の広島会計

センターが広島市に事務所を移転する

予定になっていたので、私の個人事務

所を併設し、お互い協力してより幅広

い顧問先支援を行おうということにな

りました。ちなみに、広島市に拠点を

築くにあたっては、迫正博税理士事務

所時代に私が担当していた顧問先を6

割ほど引き継がせていただきました。

呉市時代と比べて税理士としての仕事

内容はほぼ変わりませんが、迫正博税

理士事務所ではあくまでも事務所の所

属税理士だったので、独立後は顧問先

の経営への責任をより重く感じるよう

になりました。

事業拡大や新規事業 立ち上げなどの経営支援

——広島市での新たな顧問先開拓はどのようにして進めましたか。

松葉 既存の顧問先の口コミの他、呉

時代から密に連携していた地域金融機関の担当者から広島支店を紹介してもらい、そこからの声掛けで徐々に市内企業などの顧問先が増えていきました。飲食店や製造業、病院、地場企業、個人商店など業種は多岐にわたり、この2年間で新規顧問先が全体の5割ほどとなっています。

——昨今の顧問先からの相談内容としては、どのようなものが多いですか。

松葉 やはり事業承継や相続に関する相談が多いですが、経営支援にも注力しており、資金繰りや経営計画立案、開業などに関するアドバイスをを行う機会もたくさんあります。

——昨今、広島市では地価が上昇し人口も増加傾向にあり、事業拡大や新規事業の立ち上げなど前向きな投資を行う事業が増えていきます。例えば顧問先のある運送会社は近年売上を堅調に伸ばしており、もう一つ別会社を立ち上げるべく準備を進めています。いずれは2社の連携体制で事業展開していく考えで、税務関係の相談に乗っています。

また、2軒の個人開業医院から医療法人化に向けた相談を受けています。そのうちの1軒は医療法人化に合わせ新しく診療所を建て、総合的な医療を提供することを考えています。現在はそのための土地探いや人材探しを行



事務所の付加価値を高めることを目標とする松葉 秋水先生

っている段階で、こうした方面については母がこれまで培ってきた人脈が大いに生かされています。医療法人化の手続きについては私のほうで担当し、より事業承継が複雑化することや経営の視点が必要になることなどを顧問先に伝え、話を進めているところです。

このように母子で連携し合い、役割分担することで税務面だけでない層の厚い経営サポートを手掛けています。

また、私は宅地建物取引士の資格を取得しており、不動産コンサルティング会社も経営しています。顧問先から

不動産取得などの相談を受けた場合のみ対応するスタンスなので案件数は多くないですが、この資格も幅広いニーズに応えることに貢献していると思います。

複数組織で役職を務め 知見・情報を得る

——顧問先の経営サポートやアドバイスを充実したものにするために、他にどのようなことに取り組んでいますか。

松葉 私は広島県の税理士協同組合、ミロク会計人会で役職を務めているの

で、それぞれの組織の研修に出る機会が多く、そこで得た知見を日々顧問先支援に生かしています。また、特にミロク会計人会の集まりでは全国各地の先生方と交流することができ、その中の税法や支援助事例に関する情報交換は非常に有益なものになっています。最近では中国地方に大規模な税理士法人の進出が増えているので、個人事務所としていかに高い付加価値を創出し差別化を図っていくかを活発に議論しています。

——最後に、今後の展望をお聞かせく

ださいますか。

松葉 これからも広島会計センターと当事務所の連携を強みに、またミロク会計会の先生方との集まりや研修などで得た知見と情報を生かして着実に顧問先の経営を下支えしていきたいと考えています。そのためにも、特に税法改正や事業承継税制などの動向は常にしっかりと把握するよう心掛けてまいります。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

History & Story

税理士までの歩み

松葉先生の母上、静子氏が広島会計センターを立ち上げたのは、松葉先生が高校を卒業した頃のことだったそうです。当初、松葉先生に地元で働く考えはなかったそうですが、在学中・大学卒業後を通して勉強に励み、資格取得後は広島会計センターとともに地場産業を支えようと呉市へ。11年間、市内の迫正博税理士事務所で所属税理士として働いた上で独立、移転した広島会計センターとともに広島市内に事務所を構えました。

MJSソリューションの紹介

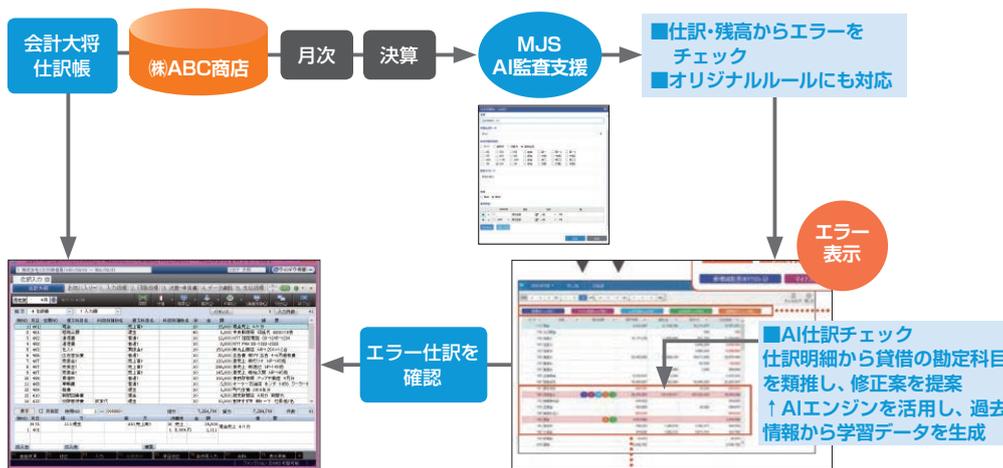
MJSは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

【今月のソリューション】「MJS AI監査支援」

図1 会計事務所によくある悩みを解決!



図2 「MJS AI監査支援」を活用したチェックの流れ



「FACELINK NX-Pro会計大将」で修正

より提供開始します。「MJS AI監査支援」は、日次、月次、年次の財務会計処理の業務において、担当者が入力した仕訳の処理ミスや処理漏れなどを自動でチェックするシステムです。チェック結果は、確認が必要と思われる科目や金額が一目で分かるようレポートとして表示します。会計事務所の業務には専門的なスキルや経験が必要です。そのため、ベテラン職員であれば安心して任せられる仕訳処理も、経験の浅い職員が担当した場合には確認作業に時間を要するケースがあります。そこでMJSは、「専門知識と経験値」をサポートするツールとして「MJS AI監査支援」で会計事務所業務をサポートします。本システムがチェックするポイントは、前年同月などと比較して著しい金額の増減、マインス残高、仕訳の重複などです。また、チェックルールは、①税法などを踏まえた上で、誤りが発生しやすいポイントを考慮しあらかじめ設定された「システム標準ルール」

※、②お客様が設定する「オリジナルルール」の2つを任意に組み合わせることが可能です。さらに、AI機能によって学習データとチェック対象の仕訳データを比較し、確認が必要と思われる仕訳に対して修正提案を行います。

顧問先のデータを自動チェック

「MJS AI監査支援」は「FACELINK NX-Pro」と連携します。会計事務所が顧問先企業から受け取ったデータに対して仕訳帳および試算表の自動チェック、チェックレポートの自動作成を行うことで、監査（チェック）時間の短縮や業務の効率化、さらには月次・年次決算の早期化にもつながり、会計事務所における人手不足や働き方改革を支援します。

「MJS AI監査支援」が提供開始となる11月末より、1顧問先分を無償でご利用いただける体験期間を設けます。ご興味のある方はお近くのMJS支社ならびに営業所へお問い合わせください。

「専門知識と経験値をサポート」

MJSは「FACELINK NX-Pro」と連携する、AIを活用した仕訳・残高チェックシステム「MJS AI監査支援」を11月

より提供開始します。「MJS AI監査支援」は、日次、月次、年次の財務会計処理の業務において、担当者が入力した仕訳の処理ミスや処理漏れなどを自動でチェックするシステムです。チェック結果は、

確認が必要と思われる科目や金額が一目で分かるようレポートとして表示します。会計事務所の業務には専門的なスキルや経験が必要です。そのため、ベテラン職員であれば安心して任せられる仕訳処理も、経験の浅い職員が担当した場合には確認作業に時間を要するケースがあります。そこでMJSは、「専門知識と経験値」をサポートするツールとして「MJS AI監査支援」で会計事務所業務をサポートします。

顧問先のデータを自動チェック

地元を支える

老舗企業

賀茂鶴酒造株式会社

日本屈指の酒どころとして知られる広島県東広島市の西条。7つの酒蔵が軒を連ね、それぞれに個性的な酒を造り続けている。今回はその中でも「特製ゴールド賀茂鶴」を筆頭に圧倒的な知名度を誇る「賀茂鶴酒造」を訪ね、石井裕一郎常務取締役が老舗企業としての歩みと現状、そしてこれからの展望について伺った。

賀茂鶴酒造株式会社

本社所在地:

広島県東広島市

西条本町4-31

TEL 082-422-2121

www.kamotsuru.jp



石井 裕一郎常務取締役

「酒中在^{しゅちゆうざいしん}心」をモットーに
「中庸」の酒造りを手掛ける

灘（兵庫県）や伏見（京都府）と並び称される酒都・西条。現在、酒蔵が並ぶ「西条酒蔵通り」の一角はもともと西国街道（旧山陽道）の宿場町で、江戸時代には数軒の酒蔵しかなかったという。ところが、明治時代に入ると

賀茂山系の豊かな伏流水があり、しかも冷涼な気候であったことから、その数が徐々に増加。さらに、日本屈指の精米機メーカーである（株）サタケ（現在）が開発した「堅韌精米機」と広島杜氏が編み出した「軟水醸造法」が融合して吟醸酒が誕生。また、山陽鉄道（当時）が開通し輸送路を確保したこと、西条一帯は「吟醸酒のふるさ

と」とも呼ばれるようになった。賀茂鶴酒造（株）は1873年（明治6年）に酒銘を「賀茂鶴」として創業し、その後、1918年に株式会社になり組織変更。明治の頃から先進的な精米技術を積極的に取り入れ、1917年には全国酒類品評会で初の名誉賞を受賞。それ以降も西条を代表する酒蔵として日本全国にその名を馳せている老舗企業だ。



“酒都”と呼ばれる西条の街並み



賀茂鶴酒造の八号蔵



「酒中在心」は同社ホームページでも謳う

そんな賀茂鶴酒造が一貫して大切にしてきた言葉がある。それは「酒中在心」だ。「日本酒の原料は米と水と実にシンプルなので、造り手や農家の皆さんの心がはつきりと表れるのです。また、実際に消費者の皆様が飲んでいただくときには、酒を味わい、楽しむ心も酒に表れます。だからこそ、当社は『心』を重んじた酒造りにこだわり続けてきたのです」と、石井裕一郎常務取締役は話す。また、2015年に逝去



お酒を造る工程、「洗米」の様子

した元社長・会長の石井泰行氏（石井常務の父上）も「私たちが売っているのは酒ではなく心だ。だからこそ、伝統と歴史を重んじながら真心をこめて酒を造らなければならない」とよく話していたという。

その信念の下、賀茂鶴酒造は「中庸」の味わいにこだわった酒造りを手掛け

ている。「酒には銘柄」ことばまじりな個性がありますが、当社では『ほど良く薫り、料理を引き立てる』ことを念頭に置いた酒造りを続けています。おかげさまで、長年にわたって全国の料理店や食通の皆様方にご愛飲いただいています」と石井常務。

まさにその代表格といえるのが「大吟醸特製ゴールド賀茂鶴」である。1958年から発売している金箔入りの大吟醸酒で、今も圧倒的な人気を誇るロングセラー商品だ。石井常務によると、「香りと味わいのバランスが良く、料理を最高に引き立てる賀茂鶴の看板銘柄。父が東京支社長時代に飲食店を回って営業を続けたこともあり、国内でも多くの飲食店が今もこの賀茂鶴ゴールドを仕入れてくれています」とのこと。オバマ前大統領が「ゴールド賀茂鶴」を飲んだ銀座の銘店「すきやばし次郎」にも、昭和40年の開店から採用されている。



米にまんべんなく麹菌の胞子を根づかせる「床もみ」の作業

日本酒の多様性をアピールし 日本酒離れに歯止めをかける

とはいえ近年、日本酒を取り巻く環境は年々厳しくなっている。事実、日本酒の国内出荷量は1998年には113万klだったが、2015年には55万klにまで減少してしまっている。「広島県民が地酒を飲む割合も著しく減少しており、これからはますます地域の内外に日本酒ファンをつくっていく取り組みが重要になります」と石井常務。賀茂鶴酒造ではその一環として、酒蔵の近くで佛蘭西屋という和洋食レストランを経営。広島県産の牛ほほ肉の日本酒・赤ワイン煮込みや具材を酒で煮込む美酒鍋など、日本酒と食のマリアージュを追求したメニューを堪能することができるという。「料理と日本酒の組み合わせ、さらには銘柄や燗酒などの飲み方の違いによってどのような変化が生まれるかを提案していくこ



代表商品の「ゴールド賀茂鶴」



「佛蘭西屋」の外観



日本酒と食の相性を追及した「美酒鍋コース」

とで、日本酒の多様性と奥深さを感じていただきたいと思っています」と石井常務は話す。

それと同時に、地域に日本酒ファンを呼び込むための努力も進めている。その一つが西条の酒蔵と地域が一体となって取り組み続けてきた「酒まつり」というイベントだ。毎年10月上旬に開催され、西条の酒はもちろん、全国1000蔵の酒が試飲できるようになっており、2日間の会期中に25万人が訪れるという。「まちが一年で最も活気づく時です」と石井常務も微笑む。また、観光地としての魅力を向上させるために、賀茂鶴酒造ではこの10月に同社の蔵の1号蔵を見学室直売所とし

てオープン。展示や試飲スペースを拡充し、今まで以上に国内外の観光客が楽しめる空間にしたという。「西条は瀬や伏見と異なり、酒蔵が1カ所に集中しているのです、周遊する面白さ、楽しさがあります。そのあたりを他の酒蔵とも協力しながらアピールし、2020年に開催予定の『せとうち広島デステイネーションキャンペーン』（JRRグループによる）などでも、積極的に観光客の皆さんを呼び込みたいと思います」と、石井常務は意気込んでいる。

「不易流行」という理念で 新たな商品づくりにも挑戦

商品づくりにも新たな動きがある。



今年10月にリニューアルオープンした見学室直売所



多くの人で賑わう「酒まつり」の様様



日本酒に合う洋食メニューも用意



中国などアジアで人気の高まる「一滴入魂」



アンデルセンとのコラボで生まれた「梅酒梅クーヘン」



幻の酒米を使用した「広島錦」

「不易流行」という理念の下、法人設立100周年の節目である2018年から、幻の酒米「広島錦」と昭和初期に協会酵母として使用されていた「協会5号酵母（賀茂鶴酵母）」で「純米大吟醸広島錦」を醸しているのだ。石井常務は「新たな看板銘柄をつくろうという意気込みで、あらためて賀茂鶴らしい酒とは何かを考え、地元である広島素材と向き合う中で生まれた酒です」と話す。芳醇な旨味とふくよかな甘み、そして大吟醸ならではの華やかさを兼ね揃えた酒に仕上がっているそう。ちなみに、ラベルに印字されたロゴデザインは「心」という文字をモチーフにしたものになっており、「酒中在心」の心構えが投影されている。

また、若者や女性の日本酒離れを意識し、若者や女性に日本酒をより身近に感じてもらえるような商品も展開している。梅酒でありながら純米酒の風味を楽しめる「賀茂鶴純米酒仕込『梅酒』」などはその代表格で、既に県内外の若者や女性たちから親しまれているという。さらに、製パンメーカーの（株）アンデルセン（広島市）とコラボし、この梅酒に漬け込まれていた梅の実を使った「梅酒梅クーヘン」などのスイーツも販売している。「依然として日本酒の国内需要は減少傾向にあ

りませんが、こうした取り組みで少しずつ消費者の裾野を広げていきたいですね」と石井常務は目を輝かせる。

その一方で、近年は海外の市場にも目を向けている。「もともと当社は明治、大正時代から日本酒の輸出を手掛けていましたが、中国などアジアの和食レストランを中心に輸出が伸びてきました」と石井常務。

ただし、いくら人気が出たからといって、次々に出荷すればいいというわけではない。「日本酒は保存や管理、提供の仕方での質が大きく変化してしまいます。そこで時折、営業社員を現地に派遣し、和食レストランなどで日本酒の取り扱い方を説明するといった機会を設けるようにしています。そうやって、信頼のおける飲食店やインポーター、ディストリビューターと組み合わせ、日本酒の素晴らしさを広めていきたいと考えています」と石井常務は話す。

2023年には創業150周年を迎える賀茂鶴酒造だが、「これからが正念場です」と石井常務。「日本酒不況を乗り越え、次の100年、200年を見据えるためにも、あらためて個人、飲食店などのお客様と向き合い、賀茂鶴ファンを増やしていかなければなりません」と力強く語っている。

ミロク会計人会ホームページ
「FACELINK NX-Pro」機能追加・改良一覧を更新

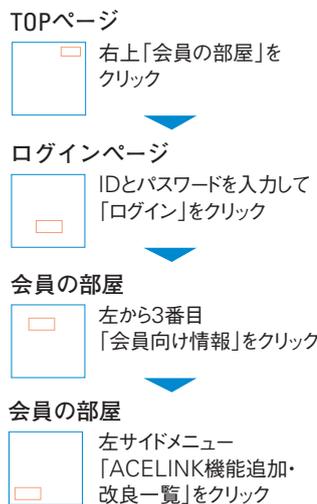
システム開発委員会では、単位会ごとにMJSシステムに関する会員からの要望や意見を収集し、システム改善について検討・提案しています。改善提案が反映された「FACELINK NX-Pro」の機能追加改良一覧をミロク会計人会ホームページの「会員の部屋」に掲載しましたので、ご紹介します。本内容はTVSホームページからも閲覧できます。システムサポートのソフトウェア運用情報を選択し、分類「追加機能一覧」を検索してください。

今回掲載された機能の一部をご紹介します。

●会計大將
消費税改正対応にあたり、関連する機能追加を行いました。仕訳入力情報における「消費税率入力方法」や、印刷情報登録における「軽減税率中期出力区分」などが登録できるようになりました。

●決算内訳書
記載省略基準の柔軟化に対応できるように、金額上位100件を超えるデータをその

追加機能一覧の閲覧方法



他、として一括集計する機能を追加しました。

●給与計算
労基法改正の有給休暇消化義務5日の対応として、チェックリストの「有給休暇管理台帳」において、有給休暇の消化義務残日数を出力できるようになりました。

●法人税申告書
「00」および「000」キーを利用できる画面（入力項目）が増えました。

●ホームウィンドウ
システム起動時に表示される「MJSからのお知らせ」新着情報について、ウィンドウサイズを変更できるようにになりました。

MJSからのお知らせ

歌舞伎座にて開催される
興行チケットをペアでプレゼント

MJSはCSR活動の一環として、歌舞伎座の法人向け年間シートを契約しています。その歌舞伎座の来年2月興行・3月興行の1等席チケットを、各月3組6名様にプレゼントします。なお、本誌発行時点で各月の公演内容はまだ決定していません。お席のみのご用意となりますこと、ご了承ください。

参考として、10月の興行では「芸術祭十月大歌舞伎」が行われ、片岡愛之助さん、尾上松緑さん、尾上菊五郎さん、坂東玉三郎さん、市川右團次さん、尾上松也さん、中村梅枝さんらが舞台に立ちました。また、11月の興行では「吉例顔見世大歌舞伎」が行われ、松本幸四郎さん、市川染五郎さん、尾上松緑さん、尾上菊五郎さん、中村梅玉さん、中村魁春さん、中村時藏さんらが観客を魅了しました。

【開催期間】
各月初旬～下旬
※ご参考…11月興行の開催期間は11月1日（金）～25日（月）でした
【応募方法】
・応募期限…各月、2ヵ月前の20日まで
※例…2月興行への応募は12月20日まで



最新の公演情報は、歌舞伎座のホームページをご確認ください
<http://www.kabuki-bito.jp/theaters/kabukiza/>

・プレゼント数…各月3名様（6枚）
・応募方法…官製はがき、FAX、メールのいずれかにて、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、希望の興行月を明記の上、以下の宛先までご応募ください。※当日消印有効
・応募先…〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1 MJSビル ミロク情報サービス社長室 広報IRグループ「CHANNEL歌舞伎座プレゼント」係
FAX: 03-5360-3430
メールアドレス: press@mjs.co.jp
・当選発表…お申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。当選結果はチケットの発送をもってかえさせていただきます。

エヌエヌ生命の商品を活用した 顧問先のリスクマネジメント強化

ミロク会計人会連合会とエヌエヌ生命保険株式会社(以下、エヌエヌ生命)は、業務提携契約を結んでいます。
今回は、同社が提唱する事業を継続していく上での経営リスク再評価の考え方を紹介します。

図1 経営リスクチェックシート

あてはまる項目に全て☑をお願いします

- Q1 法人への貸付金がある、または法人の借入金に連帯保証をしている
- Q2 事業規模の拡大などにより固定費が増えている
- Q3 自社株の承継に課題を持っている
- Q4 死亡退職金の必要額がわからない
- Q5 ご加入の生命保険の保障内容を把握していない

一つでもチェックが付いたら、経営リスクの軽減についてエヌエヌ生命と一緒に考えてみませんか？

万が一の際の 経営リスク再評価のご提案

会社経営を継続していく上では、様々なリスクを考慮しなければなりません。今回は、図1のチェックシートをもとに、顧問先の万が一の際の経営リスクを評価してみましょう。

Q1. 法人への貸付金がある、または法人の借入金に連帯保証をしている

●役員借入金
会社に貸しているお金をその

ままにした状態で経営者に万一の事態が起きたとします。相続人はよくわからない財産のために遺産分割協議でもめる、または相続税を納めることになる可能性が

あります。また、非後継者が貸付金を相続すると、会社に対して貸付金の返済請求を行う可能性もあります。多額の納税や返済請求などの思わぬトラブルを回避するために、万一時に役員借入金返済する仕組みづくりが重要です。

●借入金の連帯保証
経営者に万一の事態が起きた

とき、相続人に連帯保証人の地位が相続されます。その後、会社借入金を返済できないと、相続人に思わぬ負担が生じる可能性があります。住宅ローンなどと同様に、会社の借入金にも保障が必要です。

Q2. 事業規模の拡大等により固定費が増えている

●固定費による資金不足
(Ⅱ運転資金問題)

経営者に万一の事態が起きて売上が減少した際、変動費は下がっても固定費は下がらないことがあるため、資金不足が生じる可能性があります。

Q3. 自社株の承継に課題を持っている

●自社株の承継リスク
承継後の円滑な会社経営を目的として後継者に自社株などの

事業用資産を集約させた場合、納税資金不足や、他の相続人との間で不平等な遺産分割となってしまう可能性があります。

Q4. 死亡退職金の必要額がわからない

●死亡退職金の必要額
必要額の例としては、役員退職慰労金規程の金額や残された家族の生活資金(遺族生活資金)、後継者の納税資金などが挙げられます。

Q5. ご加入の生命保険の保障内容を把握していない

●途中で解約する可能性のある法人契約の保険
解約返戻金のある定期保険の

利点は、急な資金需要などの事業リスクに対応できる点です。しかし、一度解約すると以後の保障はなくなってしまうという課題もあります。必要な保障は健康なうちに準備することが重要です。

これらの一つでもチェックが付いたら、経営リスクの軽減についてエヌエヌ生命と一緒に考えてみてはいかがでしょうか。お問い合わせは、エヌエヌ生命の各営業部までお願い致します。



中国ミロク会計人会

岡山県岡山市 平松 荘介

「おとぎの国のIT先進国」



おとぎの国にいるようなタリン旧市街地

今年の春、念願かなってエストニアを訪れることができた。エストニアと言えば、IT先進国、スタートアップ、ユニコーンなどの言葉を思い浮かべる方も多いと思う。首都タリン空港に到着するやいなや、タクシー配車アプリ「Boji」を利用してタクシーを予約、宿泊先のホテルへと移動した。早速この国を代表するサービースを利用し、IT先進国としてのエストニアを実感した。

IT先進国ということもあり、タリンは近未来的な都市と勝手に想像していた。実際のところ、ヨーロッパの古き良き街といったほうが適切かもしれない。ホテルの部屋の窓からは、おとぎの国にいるような光景が広がっていた。世界遺産でもあるタリン旧市街地が近いせいもあったかもしれない。少なくとも世界の名だたる都市のようなエキサイティングな印象は感じられなかった。どちらかと言えば穏やかな雰囲気である一方、「若さ」を強く感じた。

そのままだと残されていくものだという。SPAI映画を彷彿とさせるような大規模な設備から小道具まで展示されており、盗撮・盗聴活動が普通に繰り返されている。

タリンの街中では、旧ソ連領の名残もかなり目にした。その最たるものが、宿泊したホテルにあったKGBミュージアムだ。KGBにより盗撮、盗聴設備が設置され、SPAI活動が行われていた旧ソ連時代のものが、ほぼそのまま残されている。そのままだという。SPAI映画を彷彿とさせるような大規模な設備から小道具まで展示されており、盗撮・盗聴活動が普通に繰り返されている。

た。今のエストニアの姿からは全く想像もできない。わずか4日の滞在ではあったが、エストニアの光と影の部分を見ることができたように思う。エストニアが世界を代表するIT先進国として発展することができたのは何故か？やはり、強く感じた「若さ」ではないかと思った。世界の名だたる都市のようなエキサイティングな印象はないと感じたが、あくまで「世界の名だたる都市」であって、新しい概念で注目を浴びる都市になっていくのだろうと思う。そして、新しい概念が世界標準になっていくのかもしれないと感じた。

ところで、エストニアの今後の展開を少しでも肌で感じてみたいとの思いから、「eResidency（仮想居住権）」も取得してみた。酒席のネタぐらいにしかならないかもしれないが。

表紙の写真



「周南コンビナートの夜景」(山口県周南市)

周南市の臨海部には多彩な基礎素材型産業が集積し、全国有数のコンビナート群が広がっています。近年、工場群の幻想的な夜景の鑑賞が脚光を浴びてきており、中でも同コンビナートは「日本11大工場夜景都市」に数えられ、晴海親水公園から眺める工場夜景が日本夜景遺産の認定を受けるなど、全国的にも高い評価を得ています。

MJSより

製品解説から経理体操までYouTubeで動画を配信中！



MJS YouTube 公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

11月号「シリーズ企画」のコラム内年表に誤りがありました。
(誤)平成14年 消費税率8%に (正)平成26年 消費税率8%に
謹んでお詫びし、訂正いたします。



突然の
事業承継。
その時、
保険が力になる。

—— 有限会社 古田商会
取締役 古田千賀子

本当に突然でした。

主人が亡くなったのは。

昼までは普通に仕事をしていたのに、

夜に倒れてそのまま。

まさか主人が亡くなるなんて考えもせず、

会社を継ぐ準備も一切していませんでした。

それでもすぐに、

店は開けようと思ったんです。

店は主人にとって

一番大切なものでしたから。

主人が作りあげた取引先を守れるのか

不安もあるけれど、

これからも店は大事に

育て続けていきたいです。

「ほら、がんばってるよ」って。

見せられるように。

突然の事業承継。

それはだれにでも起こりうるもの。

もしもに備えて保険にできることはないか。

みなさまとともに考え、

日本の中小企業をサポートし続ける。

それが私たち、エヌエヌ生命です。



NN

中小企業サポーター
エヌエヌ生命

お問い合わせは
エヌエヌ生命プロテクション推進部(03-5210-5980)または最寄りの営業部までお願いします。